

第23期第7回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時 令和8年6月5日（金） 13:30～14:30

II 場 所 福島県自治会館 3階 大会議室
(福島市中町8-2)

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

(1) 議案

- 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)(諮問・答申)
- 議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群)(諮問・答申)
- 議案第3号 小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について(諮問・答申)
- 議案第4号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について
- 議案第5号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について
- 議案第6号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

(2) 報告事項

- ア 全国地区漁業調整委員会連合会通常総会(第62回)の結果について
- イ 令和9年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望(案)について

6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委 員 (13名)

鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員 狩野 一男 委員

平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員 久田 要一 委員
 森田 政利 委員 吉田 康男 委員 渡邊 登 委員
 鈴木 由美子 委員 宮崎 奈穂 委員
 渡邊 千夏子 委員（WEB参加） 氏居 俊夫 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	平田 豊彦
水産課主任主査	平川 直人
水産課主査	寺本 航
水産事務所長	渋谷 武久
水産事務所主任主査	實松 敦之
水産海洋研究センター所長	山廻邊 昭文
水産資源研究所長	佐久間 徹
海区事務局 主幹兼次長（総務担当）	菅野 学
〃 主幹兼次長（業務担当）	根本 芳春
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	佐藤 琴美
〃 主事	新妻 樹
〃 主事	二階堂 拓斗
〃 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）	
事務局（根本次長）	定刻となりましたので、これより第23期第7回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局（根本次長）	本日は、今野会長が別用務のため欠席でございますので、鈴木会長代理にお願いしております。 それでは、鈴木会長代理より御挨拶をお願いいたします。
鈴木会長代理	先ほど事務局よりお話があったとおり、本日、今野会長が別用務のため欠席でございますので、会長に代わって御挨拶をさせていただきます。 本日は、お忙しい中、第23期第7回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 さて、本日の委員会では、議案が6題、報告事項が2題と多くの議題が予定されております。いずれも重要な議題でございますので、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜り、十分に御協議いただきますようお願い申し上げます。 簡単ではございますが、以上をもちまして私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
3 出席状況報告	
事務局（根本次長）	次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は委員15名中、会場に12名、御出席いただき、また1名の委員が職場やご自宅などからインターネット上での御出席となっております。いずれも福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。なお、出席者名簿には宮下委員が出席となっておりますが、本日、急用により欠席となっております。 よって、出席委員数は13名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。
4 議事録署名人選出	
事務局（根本次長）	続いて、議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では、会長、よろしくお願いいたします。
鈴木会長代理	それでは、議事録署名人には、氏居委員、今泉委員を指名いたします。 両委員には、よろしくお願いいたします。

両委員	(「はい」 との声あり)
-----	--------------

5 議題

事務局(根本次長)	これより議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしくお願いいたします。
-----------	---

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)(諮問・答申)

議長	議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
平田課長	議案第1号、特定水産資源の漁獲可能量の変更について御説明いたします。 資料3ページをお開きください。 令和8年5月26日付け8生流第1113号で貴委員会へ諮問しております。 今回の諮問は、特定水産資源のうち「くろまぐろ」に関して、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの令和8管理年度における、国から都道府県に配分されている都道府県別漁獲可能量が変更されたことから、知事が定める知事管理漁獲可能量を変更する必要があるため、漁業法の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
平川主任主査	はい、議長。 水産課の平川です。 議案第1号の内容について御説明します。 資料4ページをご覧ください。 1の「概要」をご覧ください。 今回の諮問の概要を御説明します。 特定水産資源のうち、くろまぐろについて、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの令和8管理年度における当初の知事管理漁獲可能量は、今年2月に貴委員会へ諮問の上決定し、令和8年3月31日に告示しております。

今般、国において定める都道府県の漁獲可能性が、漁業法第15条第6項の規定に基づき変更されたことから、知事は、福島県資源管理方針第8による別紙1－1に即して、知事が管理する区分における漁獲可能性を変更することとなりますので、貴委員会の意見を求めるものです。

4の「変更の内容」の表をご覧ください。

表の中の太い枠で囲んだ部分が、今回の変更に関係する部分です。

まずは、都道府県別漁獲可能性についてです。

農林水産大臣からの変更通知に基づき、くろまぐろ（小型魚）の都道府県別漁獲可能性が、当初の22.9トンから30.0トンに変更され、7.1トンが追加で配分されました。

次に、知事管理区分に配分する数量についてです。

令和8年4月1日から9月30日までの福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）においては、当初の11.4トンから22.8トンに変更し、11.4トンを追加で配分しています。

令和8年10月1日から令和9年3月31日までの福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）においては、当初の11.5トンから7.2トンに変更し、4.3トン減少させています。

この内容について、資料5ページをお開きください。

（1）の「都道府県別漁獲可能性について」をご覧ください。

まず、小型魚の追加配分7.1トンの内訳です。

令和7管理年度の漁獲可能性の未利用分の繰り越し1.1トン。令和7管理年度の当初配分量の比率によって算定された配分として1.2トン。消化率メリットとして、令和7管理年度分の消化率が8割以上の都道府県が対象となる配分が4.8トンとなっております。

なお、大型魚については、混獲が有った場合の管理分として配分されている数量であるため、追加の配分はありません。

（2）の「知事管理漁獲可能性の配分について」をご覧ください。

現状として、小型魚について、上半期の漁獲実績は22.8トンで、当初配分していた11.4トンを11.4トン分上回っています。

なお、小型魚については令和8年4月6日に採捕停止命令を发出し、4月7日から9月30日までの間、採捕停止期間としてい

	ます。 小型魚の知事管理漁獲可能量の配分の考え方については、次のとおりです。 まず①です。福島県資源管理方針の定めにより、上半期における漁獲量の総量が配分された数量を超えた場合は、下半期分から超過分の配分量を差し引き、超過した上半期分に充当することとしています。 よって、当初の下半期分から、超過した１１．４トン进行差し引き、上半期分に充当します。 続いて②です。追加配分された７．１トンは、下半期に割り当てます。 これにより、上半期分はプラス１１．４トン、下半期分は差し引きの結果マイナス４．３トンとする案としています。 資料６ページをご覧ください。 県報に登載し、告示する案でございます。 「１ 上半期（令和８年４月１日から９月３０日まで）」については、「福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）」に配分する量を２２．８トン、「２ 下半期（令和８年１０月１日から令和９年３月３１日まで）」については、「福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）」に配分する量を７．２トンとしています。 なお、福島県くろまぐろ漁業とは、本県に住所のある者がくろまぐろを採捕する漁業を指すもので、漁法を特定するものではなく、知事がくろまぐろについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。 本県におけるくろまぐろの採捕は、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。 くろまぐろに関する漁獲可能量の告示に関しましても、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
永瀬委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、永瀬委員。
永瀬委員	最終的な漁獲可能量の配分は、下半期が７．２トンになったのでしょうか。

平川主任主査	はい、議長。 水産課の平川です。 配分につきましては資料４ページの表をご覧ください。 上半期は２２．８トン、下半期は７．２トンの配分になっております。
永瀬委員	下半期は７．２トンしか漁獲できないということでしょうか。
平川主任主査	はい、議長。 水産課の平川です。 既に上半期分として２２．８トン漁獲がございます。
永瀬委員	上半期の２２．８トンは漁獲してよい数量ですか。
平川主任主査	はい、議長。 水産課の平川です。 上半期分は既に漁獲済みで、現在は採捕停止になっております。
永瀬委員	今年の上半期は漁獲が２２．８トンあり、超過しているので、下半期の配分は７．２トンしかないのでしょうか。
平川主任主査	はい、議長 水産課の平川です。 その通りでございます。
永瀬委員	県で管理している現状がありながら、１１．４トンを超過しているのはなぜでしょうか。 上半期より下半期の方が価格が高く、漁獲したいと考えている漁業者が多いため、上半期の配分を少なくすればよいと思います。 最終的には上半期は１ｋｇあたり３００円程度まで価格が落ちました。そのような魚を漁獲させていることに問題があります。１１．４トンの漁獲が積み上がる前に採捕停止しなければ遅いです。 それが難しいならば、レジャー船、漁協、組合員ごとに配分を分けていただきたいです。 上半期は４日間から５日間程度で漁獲が終わりましたが、下半期は２日間から３日間が終わると思います。県には、漁獲できる期間を延長するか、価格を上げるといった対策を検討していただきたいです。
平田課長	はい、議長。 水産課の平田です。 今回の経過をお話ししますと、４月３日金曜日の時点で６トン以上の採捕があり、採捕停止の準備をしておりました。しかし、週明け月曜日の集計、採捕停止を発出する段階で漁獲が積み上がってしまいました。

	今後は漁獲実態等を踏まえて、超過しない形で進めていきたいと思ひます。 下半期の方で多く漁獲したいという意見も承っております。 しかし、年によっては下半期に漁獲が少なかった時代もありました。消化メリットを受けるためにも、上半期は上半期での漁獲量積み上げが必要という考えのもと、二分割に近い形で配分をしてきました。 今後は漁模様や傾向を考慮しながら、上半期、下半期の配分について検討を行っていききたいと思ひます。
永瀬委員	漁業者は残りの漁獲可能枠を容易に予想できるため、採捕停止間近に一気に漁獲が増えて超過が発生しております。 上半期は脂が乗っていないと判明するにつれて、価格が下落していく傾向があります。したがって、上半期と下半期に同じトン数を配分するのではなく、下半期に多めに配分した方がよいと思ひます。
平田課長	はい、議長。 事務局で漁の状況を見ながら、どういった方法が適切か検討を加えていききたいと思ひます。 この後の報告書にもありますが、全漁調連で各地域からも同じ意見が出ております。水産庁には、漁獲可能枠を増やすよう要望を出しておりますので、ご承知ください。
永瀬委員	分かりました。
議 長	そのほか御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思ひますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第1号、特定水産資源の漁獲可能量の変更について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群）（諮問・答申）	
議 長	議案第2号「特定水産資源の漁獲可能量について」を議題いたします。

	知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
平田課長	はい議長。 議案第２号、特定水産資源の漁獲可能量について御説明いたします。 資料１０ページをお開きください。 令和８年５月２２日付け８生流第１０６２号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
平川主任主査	はい、議長。 水産課の平川です。 議案第２号の内容について御説明いたします。 資料１１ページをご覧ください。 １の概要ですが、特定水産資源のうちまさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群について、令和８年７月１日から令和９年６月３０日までの令和８管理年度における都道府県別の漁獲可能量について、農林水産大臣から知事に対し配分する数量に係る通知がありました。 これを受け、知事は、福島県資源管理方針に則して知事管理分の漁獲可能量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。 資料１３ページをお開きください。 まさば及びごまさば太平洋系群等に関する令和８管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和８年５月２０日付けで、農林水産大臣から通知がありました。 記以下の表のうち、まさば及びごまさば太平洋系群について、都道府県別漁獲可能量は、「現行水準」と示されました。 また、現行水準の場合の目安数量は「１００トン未満」と示されました。 これは、令和７管理年度と同様であり、震災前３カ年の漁獲実績が反映されたものです。 続いて、まだら本州太平洋北部系群について説明します。 資料１４ページをご覧ください。 まだら本州太平洋北部系群について、都道府県別漁獲可能量は、「試行水準」と示されました。 ここで、「試行水準」の考え方について説明いたします。 資料１５ページをお開きください。 これは、水産庁が公表している、ＴＡＣ管理のステップアップの考え方を示す表です。 新たにＴＡＣ管理を開始する魚種は、管理の段階を３段階に分ける「ステップアップ管理」が実施されています。

まだら本州太平洋北部系群については、令和 6 管理年度から T A C 管理を開始しており、令和 6 管理年度は「ステップ 1」にあたる資源として、T A C 報告の義務化等の取り組みが始められました。

令和 7 管理年度は「ステップ 2」として、都道府県等への配分の試行が開始されており、令和 8 管理年度も引き続き「ステップ 2」となります。

この試行的に配分された数量が「試行水準」と示されています。

具体的には、まだら本州太平洋北部系群全体は「1 万 3, 1 0 0 トン」の数量ですが、各大臣管理区分・各知事管理区分にそれぞれ「試行水準」として配分され、「試行目安数量」が示されます。

資料にはありませんが、福島県への令和 8 管理年度の試行目安数量は「1 1 3 トン」となる見込みです。

資料 1 6 ページをご覧ください。

「ステップ 2」の管理の具体的内容が、中央の列に示されています。

そのうち「漁獲が積みあがった場合の対応」に記載のとおり、「ステップ 2」の間は法第 3 3 条に基づく「採捕停止命令」は行われません。

資料 1 1 ページにお戻りください。

4 の策定の内容を御覧ください。

先ほど御説明しました配分予定数量について、福島県資源管理方針に定める知事管理区分への配分の基準に則して配分します。

まさば及びごまさば太平洋系群については、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分します。

まだら本州太平洋北部系群については、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「試行水準」の全量を福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分します。

なお、福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業並びに福島県まだら本州太平洋北部系群漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が漁獲量の管理を行う区分の名称です。

これは、本県に住所がある者が、それぞれまさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群を採捕する漁業を包括したもので、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。

これを踏まえ、県報において告示する案を資料 1 2 ページにお示ししております。

なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

	説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第２号、特定水産資源の漁獲可能量について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。

議案第３号 小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）

議 長	議案第３号「小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
平田課長	議案第３号、小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について、御説明いたします。 資料１７ページをお開きください。 令和８年５月１２日付け８生流第６２７号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
寺本主査	はい、議長。 水産課の寺本です。 議案第３号の内容について御説明いたします。 資料１８ページをお開きください。 １の概要を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 今回の諮問は、知事が、小型定置漁業の許可又は起業の認可をするため、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定めることから、貴委員会の意見を求めるものです。 なお、本件に係る説明において、「許可又は起業の認可」を「許可等」と省略して御説明します。

資料中程、3の制限措置等及び許可の基準の必要性を御覧ください。

現在許可している小型定置漁業は、令和8年11月29日で有効期間が満了します。

有効期間満了後の同年11月30日から許可等をするため、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定め、公示する必要があります。

また、制限措置で公示した許可等をすべき漁業者の数を超える申請があった場合、許可等をする者を定めるための基準を定める必要があります。

資料の4、制限措置等及び許可の基準の内容の表を御覧ください。

表の左側の欄に記載している項目は、許可等をするに当たり、漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき知事が定める事項です。

それぞれの項目について、内容を御説明いたします。

項目の1番上の「漁業種類」は小型定置漁業であります。

項目の上から2番目「許可等をすべき漁業者の数」について御説明いたします。

表の下に米印（※）を御覧ください。

許可等をすべき漁業者の数は、操業の実態や資源状況を勘案して判断すべきものではありませんが、本県においては、操業拡大に向け取り組んでいるところであり、そのような実態においては、資源状況が評価しにくい状況であることから、震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会を参考に設定しております。

漁業協同組合へ照会した結果を踏まえ、許可等をすべき漁業者の数は3としております。

震災前の許可数が3でしたので、今回設定した数は震災前の許可数と同数となっております。

3番目以降の「操業区域」、「漁業時期」、「漁業を営む者の資格」については、小型定置漁業の許可等に関する取扱方針のとおりとして、現在の許可と同じ内容で設定いたします。

以上が制限措置の内容です。

引き続きまして、表の下から2番目「許可等を申請すべき期間」は、ひと月の申請期間を設け、令和8年9月15日から同年10月15日までとする予定です。

最後に表の一番下、「許可の基準」については、沿岸漁業の経

	営安定の観点から、現に知事許可漁業の許可を受けている者を優先し順位付けを行い、許可等をする者を定めることといたします。 これを踏まえ、制限措置等について県報において告示する案を、資料２０ページにお示ししております。 また、許可の基準の案を２１ページにお示ししております。 資料が前後しますが、１９ページをお開きください。 経過と今後の予定について御説明します。 今回お示した制限措置の案については、水産課のホームページにおいて公表し、令和８年４月９日から同年５月８日まで意見を聴取しました。 その結果、意見の提出はありませんでした。 施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第３号、小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびＷＥＢで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第４号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について	
議 長	議案第４号「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。 詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局(根本次長)	議案第４号、沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について御説明いたします。資料は２２ページからになりますが、はじめに２３ページの操業禁止区域の図を御覧ください。この指示は、富岡川河口中央、正東線、以南の水深１００メートル以深のはえなわ漁業を承認制とし、図の斜線部分を操業禁止区域とするものです。

資料 2 4 ページを御覧ください。

指示発動までの経緯等について、御説明いたします。

昭和 5 7 年から 5 9 年にかけて、沖合の天然礁で、マダラを対象とした県外はえなわ船の操業が目立つようになり、漁場を独占している状況になりました。

指示発動の理由は、はえなわ漁業は本県では自由漁業であり、他県と不平等であることから、委員会指示で対応することとし、昭和 6 0 年に指示の発動が決定されました。

指示内容等の推移については、表に示したとおりで、平成 2 年 6 月に、県内船のみを対象とした承認枠数を決定し、最終的には、平成 2 0 年 2 月の漁業者協議会で内容の継続が決定され、現在に至っております。

資料 2 5 ページをお開きください。表 1 は承認及び操業実績を示しております。近年は、勿来支所所属船 3 隻、江名町 1 隻の合計 4 隻を承認していましたが、令和 4 年度以降は承認実績がゼロとなっております。

表 2 及び図 1 に、いわき地区におけるマダラの漁獲実績を示しております。はえなわ漁業では、平成 2 7 年に 7 4 7 k g の実績がありましたが、以降はございません。

現在、本県の沿岸漁業は、本格操業に向けた移行期間であり、今後、操業がさらに拡大していけば、従来同様の操業秩序の確保が必要ですので、従来同様の委員会指示の発動を御提案いたします。

資料 2 2 ページにお戻り下さい。委員会指示の案について示しております。

これまでと同じ内容となっており、指示の概要について御説明いたします。

一、操業の承認、富岡川河口中央から正東の線、以南の水深 1 0 0 m 以深の福島県海域において、はえなわ漁業を営む者は、使用する船舶毎に委員会の承認を受けなければなりません。

二、承認の対象船舶は総トン数 7 トン未満です。

三、操業期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までです。

四、制限又は条件として、1 操業の禁止区域、2 承認証の備え付け及び標識の表示、3 操業の協定を規定しています。

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがあります。

	指示の有効期間は、令和８年１０月１日から令和９年９月３０日までです。 議案第４号、沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について、の説明は以上です。御審議よろしくをお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第４号、沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびＷＥＢで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

議案第５号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について

議 長	議案第５号「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。 詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局（根本次長）	議案第５号、河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について御説明いたします。資料２６ページからになりますが、はじめに２７ページを御覧ください。指示発動の背景と経緯を御説明いたします。 この指示は昭和５６年から発動されております。対象魚種はサケで、河川の河口付近に集まるサケを保護し、増殖事業に必要な親魚の確保を促すものです。 指示発動までの背景ですが、サケ資源増大を目指していた増殖団体からの要望で、刺し網漁業を期間限定で禁止する県漁業調整規則が昭和４９年に制定されました。 その後、海面漁獲の更なる制限が必要とされたことから、刺し網漁業に加え、自由漁業であった「はえなわ漁業」についても、委員会指示により昭和５６年から禁止してきております。 指示内容等の推移については下段の枠のとおりとなっています。 資料２８ページを御覧ください。表１及び図１に、本県のサケ親魚回帰状況を示しています。東日本大震災の影響を受けた後、

	回復に向かうかと期待されましたが、令和元年以降、極めて少ない採捕尾数となっています。 資料２９ページをお開きください。福島県漁業調整規則第４１条の２で示される区域の概念図を示しています。河口付近の半円を除く②の海域が、はえなわ漁業禁止区域となります。 資料２６ページにお戻りください。委員会指示の案について示しております。 内容は、福島県漁業調整規則第４１条の２、第１号から第５号に規定する区域においては、令和８年１０月１５日から同年１１月１４日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。とするものでございます。 議案第５号、河口付近のはえなわ漁業に関する委員会指示について、の説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第５号、河口付近のはえなわ漁業に関する委員会指示について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。
議案第６号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について	
議 長	議案第６号「小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」を議題といたします。 詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局(根本次長)	議案第６号、小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について御説明いたします。資料３０ページからになりますが、はじめに、３１ページを御覧ください。指示発動の背景と経緯を御説明いたします。 この指示は、昭和２７年に定置網保護のために発動され、現在は、サケなどの小型定置網の周囲を保護し、他の漁業の操業を制限する内容となっています。 指示発動の経過等については、資料に記載のとおりとなってい

	ます。 東日本大震災前の小型定置網操業実績は、共同漁業権漁業で3ヶ統、知事許可漁業の小型定置網が4ヶ統の合計7ヶ統ありました。 東日本大震災の津波により漁具が被害を受け、すぐに操業を再開できませんでしたが、令和2年11月に相馬双葉漁協から知事許可の申請があり、磯部、鹿島で2件の許可を受けています。今後は、操業拡大を目指し、操業の再開が見込まれることから、従来同様の委員会指示の発動を御提案するものでございます。 資料30ページにお戻りください。委員会指示の案について示しております。 保護区域は、網漁具張り立ての位置から、前面500m、後面500m及び沖面500mの連絡線によって囲まれた区域です。 禁止する漁業種類は、まき網、固定式刺し網、流し網、機船船びき網、かご、どう及びつぼの各漁業でございます。 指示の有効期間は令和8年9月1日から令和9年8月31日までの1年間です。 議案第6号、小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示についての説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第6号、小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。
(2) 報告	
報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第62回)の結果について	
議 長	続きまして、議題(2)報告事項に移ります。 報告事項ア、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第62回)の結果について事務局から説明をお願いします。

事務局（根本次長）	全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第62回）の結果について御報告いたします。 資料の33ページをお開きください。総会資料から抜粋したものを本日の資料としております。 本通常総会は5月15日に東京都において開催され、本県からは今野会長、平田事務局長が出席しました。 資料の34ページの次第を御覧ください。議事は第1号～4号議案のとおりで、第1号議案は令和7年度の事業報告及び収支決算、第2号議案は令和8年度の事業計画及び収支予算案、第3号議案は令和8年度中央要望活動の要望書について、第4号議案は次期総会の開催地について、でございます。 それぞれ慎重な審議が行われ、いずれの議案も異議なく可決されました。 資料52ページをお開きください。 第3号議案の要望内容では、これまでどおりの7項目の要望事項を柱に、各ブロックから要望が出された新規要望項目として、資源評価の制度向上やTAC管理の柔軟な運用について盛り込まれました。 第3号議案で議決した要望書に基づき、会長以下役員が6月から7月に水産庁はじめ中央省庁への要望活動を行う予定としております。また、第4号議案の次期総会開催地は東京都となりました。 報告事項ア、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第62回）の結果についての説明は以上です。
議長	ただ今の説明に対して、質疑はありますか。
各委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項イについて	令和9年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望（案）について
議長	続きまして、報告事項イ、令和9年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望（案）について知事部局から説明をお願いします。
事務局（根本次長）	資料の60ページをお開きください。令和8年4月27日付で、全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック幹事県より、令和9年度の国への要望について意見照会がありました。内容としましては、全漁調連の事務局が作成した要望（案）について、

	修正、追加等の意見についての作業依頼でございます。 資料の６２ページをお開きください。今回は、令和９年度の要望になります。各都道府県からの意見をブロック幹事県がとりまとめ、１０月に開催予定の東日本ブロック会議で、ブロックの意見を決定した後に、全漁調連で各ブロックからの意見をとりまとめる予定となっております。 資料の６３ページをお開きください。こちらが、今回全漁調連から示された要望（案）のとりまとめ方針でございます。ページ下段に見直しの方向性ということで、大項目の再構築が示されております。趣旨としては、重複や並立が生じないように整理するものです。 資料の６５ページ以降に、要望内容のただき台を示してございます。内容の説明は省略いたしますが、基本的に令和８年度と同様な内容となっております。 本県にも関係する沿岸漁場の秩序維持やクロマグロをはじめとした資源管理、遊漁の問題なども網羅されておりますので、本県からの意見としては、項目等の修正や追加は無しとしたいと考えておりますが、文言修正等については、事務局に御一任して頂けると幸いです。なお、ブロック幹事県への回答期限は７月１７日となっておりますので、回答案がまとまりましたら、会長にご確認頂いた後に回答致しますので、ご承知頂ければと思います。 以上で、報告事項イ、令和９年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望（案）について、説明を終わります。
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありますか。
各委員	（質疑なし）
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
６ 閉会	
議 長	本日予定された議題については、以上で終了しました。 これをもちまして、第２３期第７回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆さま、お疲れ様でした。

令和8年6月5日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会長代理：

鈴木哲二



議事録署名人：

氏居俊夫



議事録署名人：

今泉浩一

